

令和4年度第2回北杜市図書館協議会会議録

- (1) 会議名：令和4年度第2回北杜市図書館協議会
- (2) 開催日時：令和5年2月7日（火）午前10時00分～11時30分
- (3) 開催場所：北杜市大泉総合会館 大ホール
- (4) 出席者：協議会委員 興石 義彦／高橋 正子／仲田 君恵／坂本 美里／坂本 ひろみ
望月 淳一／金子 朋子
事務局 平井 ひろ江(参事)／田中 伸(中央図書館長)／河野 明美／大塚 美智子
清水 理恵（学校図書館司書代表）
- (5) 図書館協議会会長挨拶
- (6) 議事
 - (1) 北杜市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (2) 北杜市図書館資料除籍基準及び北杜市図書館資料収集基準の公表について
 - (3) 北杜市立図書館適正配置等検討委員会について報告
 - (1) 令和3年度北杜市図書館事業報告書について
 - (2) 令和4年度北杜市図書館事業実施状況について
- (7) 公開・非公開の別：公開
- (8) 聴人の数：3人
- (9) 議事録署名委員指名：坂本美里委員 坂本ひろみ委員

議 事

- (1) 北杜市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

事務局：趣旨は図書館利用者の利便性向上を図ることから、マイナンバーカードを図書館利用カードとして利用ができるようにするほか、所要の改正を行うため、北杜市図書館条例施行規則の一部を改正するものであります。改正の内容ですが、マイキープラットフォームを活用し、図書館利用カードをマイキーIDと紐付けることにより、マイナンバーカード1枚で図書館の利用を可能とするための改正と、字句等の統一を図るための所要の改正となります。「マイキープラットフォーム」と「マイキーID」について説明します。始めに、マイキーIDについてですが、マイナンバーカードのICチップの中にある個人番号とは全く異なる、本人が任意で発行する8桁のIDのことです。マイキープラットフォームとは、マイナンバーカードのICチップの空き領域を活用して、行政等の効率化につながる仕組みを実現するための共通情報基盤、いわゆる総務省が管理する本人確認を行うためのシステムとなります。図書館でいえば、図書館利用カードの持ち主と、本人が任意で発行したマイキーIDを認証することで、本人であると確認できる仕組みであります。マイナポイントを付与してもらう際などに使っている仕組みです。今回のマイナンバーカードの活用については、先ほども触れたとおり、国が、マイナンバーカードの推進を図るために考えた仕組みを活用するもので、マイナンバーカードの空き領域を活用したサービスを行うもので、図書館に限って言えば、全国60以上の自治体が既に導入しているものです。県内では甲斐市立図書館が既に運用を開始しており、今後、サービスが拡大されると、マイナンバーカードを1枚持っているだけで、様々なサービスが受けられるというメリットがあります。具体的な仕

組みについては、利用者がカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、総務省のマイキープラットフォームに問合せが行き、図書館のシステムに図書館利用カードを登録している本人であることが確認されるという仕組みです。なお、マイキープラットフォームに問い合わせる情報は、利用者が任意で作成するマイキーIDのみで、個人番号や本の貸し出し情報などは、一切出ることがありません。

次に、改正の内容については、新旧対象表、9ページをお願いします。9ページの下部分の第9条であります。今回の改正で、新たに加える条文となり、第1項は、いわゆる番号法に規定する、マイナンバーカードを利用カードとして利用できる機能を登録しようとする者は、「北杜市図書館マイナンバーカードによる利用機能登録申込書」を館長に提出し、登録が必要であることを規定するものです。条文の途中にあるカッコ書きの内容は、マイキープラットフォームの定義などです。次に第2項ですが、登録する際は図書館利用カードとマイナンバーカードを提出することを規定し、第3項では、これらの手続きを行った場合は、マイナンバーカードを図書館利用カードとして利用できることを規定しています。なお、9ページ以降は、第9条を新たに追加したことにより1条ずつ条が繰り下ったこと、また、様式についても、先ほど説明したとおり、第9条で新たに様式第5号を追加したことにより、様式が1号ずつ繰り下ったこと、及び字句の統一などによる所要の改正となります。説明は、以上です。

会 長：事務局から説明がありました。この件についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委 員：マイナンバーカードに紐づけのことで、紛失などした場合、どのように保護されているのでしょうか。例えば、国民健康保険証を紛失した場合は即日に再発行してもらえますが、マイナンバーカードは直ぐ発行できないという話を聞きました。マイナンバーカードは任意であり、強制ではないということが国会で答弁されておりますので、申し込みは任意であっても、本来は多くのデータが入っているため、あまり持ち歩かないという前提のもと国会を通ったと思いますが、このように図書館や保険証などいろいろな機能に紐付くと不安になりますが、その辺はどうなのでしょう。

事務局：マイナンバーカードの安全性の質問だと思いますが、今回マイナカードを活用させていただくわけですが、個人番号を使うのではなく、あくまでも、本人が任意で作成する8桁のアルファベットと数字によるマイキーIDを使います。安全性ということについては、個人番号を使うものではないということ、マイキーIDと図書館の利用カード番号を紐付けるものであって、誰が何の本を借りているというような情報は反映しない仕組みになっています。マイナンバーカードの任意の番号と、利用者カードの番号が一致するかどうかを確認するのが、マイキープラットフォームという総務省が管理するシステムであります。紐づけさえすれば、図書館利用カードを持たなくとも、マイナンバーカードで図書館を利用できるということです。既に全国の他の自治体で活用が始まっております。発行までの時間がかかるということですが、知る限りでは、健康保険証よりも発行に時間がかかるところが、マイナンバーカードの問題だということも聞いております。発行については、これ以上は私の方で答えられる範囲でないためご了承くださいと思います。

委 員：紛失の危険性など、そういうことは多々あると思います。私も健康保険証を無くしたことがあります。そういうこともあるのではないのでしょうか。このような時はどうするのでしょうか。

本人確認と図書館の利用カードが一致するだけのことで、本を借りられるということであれば、図書館カードでいいのではないですか。せっかく作るのだから、色々紐づけをしようという気持ちはわかりますが、果たして市民の生活がそれで守られるのかという疑問があります。

事務局：紛失の可能性ということですが、あくまでも、本人が申し込みをした方に対して行う制度であります。従って、希望しなければ通常通り図書館利用カードを使っただけであればという仕組みです。並行して使えるものであり、これからもずっとマイナンバーカードを使うことができるということで、決して図書館利用カードがなくなるということではございません。

議長：はい、ありがとうございました。その他いかがでしょう。

委員：今度、第9条から10条に変わったところで、書籍及び印刷資料というのが、書籍及び雑誌（以下「図書資料」という。）という表現に変わっていますが、これはどういう理由でしょうか。

事務局：まず、図書館条例施行規則の中で、図書館資料という言葉と図書資料という2つの言葉が出てきます。その中で、図書資料は書籍と雑誌に、図書館資料は、書籍、視聴覚資料、雑誌や新聞など、図書館として収集する必要がある資料や歴史的資料や地域資料など全てを含めて図書館資料といたしました。従いまして図書資料というのは、今後図書館条例施行規則においては、書籍と雑誌ということにいたしました。なぜこのようにしたかということ、貸し出しをしている資料との関係で仕分けさせていただいたということです。

議 事

（２） 北杜市図書館資料除籍基準及び北杜市図書館資料収集基準の公表について

事務局：北杜市図書館資料除籍基準及び北杜市図書館資料収集基準の公表についてお願いします。資料2-1と2-2をご覧ください。資料2-1が除籍基準、2-2が収集基準となっています。これらの基準については、いずれも平成18年度に作成し、図書館内では、この基準に沿って図書館運営を行ってきました。その中で、特に今年度ですが、図書館利用者からこれらの基準について、どのようになっているのかという問い合わせがあり、このような問い合わせを聞く中で、図書館運営を行う上で、市民の皆様公表すべきものだと考え、今回、内容を確認していただきたく、図書館協議会の議題として上げたものです。公表するにあたり、作成から15年以上が経過していることから、現状に合わせて字句等の統一も含め、所要の改正を行いました。

例えば、資料2-2は、視聴覚資料として次のようなものを揃えるとあり、新旧対象表の旧の基準がビデオテープやカセットテープの表記はありますが、それらは北杜市図書館として現在収集していないことから削除することとし、新しい基準では削除するなどしています。詳しくは、新旧対照表のとおりです。

議長：多少変更点もあるようですが、これまであったものを今回市民の皆様公表するという事です。委員の方からご質問等ありましたらお願いします。

委員：これはいつまでに決定というか、確定しなければなりませんか。

事務局：年度内には決定して、4月1日に公表したいと思っています。

委員：年度内ということはこの3月末までで、今日でなくても後日でもよろしいでしょうか。

要望ですが、マイナンバーカードの導入の件やこの基準の改正についても、1～2日前でもいいので、できるだけ事前に送っていただければ、事前に見て疑問点があれば準備することもできます。今、目の前で見ると疑問があればと言われても時間もないので、今後はできれば資料は事前に送っていただけるようお願いします。

事務局：次回からできる限りそのようにしたいと思います。

委員：これまでこの基準を元にされてきたと思いますが、特に問題になっているような箇所は、実際あるのでしょうか。

事務局：収集基準も除籍基準も、実務を行う上で問題になったというところはありませんでしたが、平成18年に作成してから見直してこなかったというところもあり、時代に合わない表現などがあつたため、図書館協議会の前に、各館の司書と検討し、本日提案させていただきました。例えば、除籍する時は、市の財務規則第222条に則って事務処理をしているので、決裁も、何人かの目を通してあげているため、問題点はありませんでした。

委員：収集基準資料の3ページに分担収集とありますが、各図書館の新聞の件で全紙が各図書館に置けなくなり図書館で読めなくなったという声を聞いたことがあります。各図書館に中心のテーマがあると思いますが、ここの図書館に行くとこの新聞が読める、この傾向の雑誌が読めるなど、やまね便りなどでお知らせしていただければと思います。

事務局：北杜市図書館で購入している新聞雑誌等は、北杜市図書館ホームページに各図書館で所蔵している資料は一覧になっているので、そこで確認していただくことができます。雑誌や新聞も、公費で購入しているもの以外の、寄贈していただいたものも全てホームページに載っています。図書館としましては、このようなことをご存じない利用者がいるかもしれないというところを考え、何かしらの方法で周知していく必要があると考えます。

議長：そのほか、何かありますか。

委員：資料の収集は、図書館を運営していく中でとても大事なところだと思います。今回見直しをされたというのは大変な作業だと思いますが、収集基準の3ページ、資料選択にあたっての留意点の左側(4)に原則として学習参考書、受験参考書及び問題集は収集しない。とありますが図書館の方で収集しないというのは、著作権等の問題があるのでしょうか。説明をしていただければありがたいと思います。

事務局：北杜市図書館では、学習参考書、受験参考書、問題集の種類及び利用対象について「学習参考書、受験参考書、問題集とは、幼児から高校生、またはこれらに準ずる学校の児童・生徒を対象とした学習および受験関連書であり、受験学校案内、ドリル、ワークブックなども含まれると考えており、これらの資料は学習や受験において反復して使うもので、個人で持つべきものとし、北杜市図書館としては収集しないとしています。

委員：除籍基準の新旧対照表で、新の方の6手続きは簡単に書かれていて、旧の方は細かく手続きの基準が書かれている。この新にある北杜市財務規則第222条の規定によるというだけの表現にしたのは、何か理由があるのでしょうか。

事務局：この部分については、中身を細かくしていかなければいけないということが、今回の見直しで分って参りました。今後この中に入れられない具体的な手続きについては、マニュアル等を作る予定があり、手続きとしては、財務規則222条の財産処分を行うということが全てでありますので、個別具体的なことについては、マニュアルの方で細分化したものを作っていきたいと考えており、今回はそういった意味で削除させていただいたところです。

議長：除籍と収集の基準については、委員の皆さまにじっくりと読んでいただいて、ご質問等ありましたら事務局の方へお願いします。

議 事

(3) 北杜市立図書館適正配置等検討委員会について

事務局：北杜市立図書館適正配置等検討委員会についてです。これまで3回会議を開催しており、第2回、第3回の資料となります。既にホームページにも公表しており、時間の関係上、概要のみ説明さ

せていただきます。

はじめに、第2回目の会議の資料ですが、資料1の「1の前回会議の概要について」は、第1回の会議の内容であります。また、資料2-1は、市内8図書館の写真等であります。次に、資料2-2ですが、「北杜市の人口の推移について」となります。次に、資料2-3は「県内図書館の状況について」ですが、県内の13市の図書館の状況として、「総貸出冊数の推移」、「資料費の予算額」、「予約件数の推移」、「職員数の推移」、「レファレンス件数の推移」についての資料となり、過去5年間の動きをグラフに示したものです。次に、資料2-4ですが、「市内8図書館の状況」として、「新規受け入れ図書冊数」、「来館者数」、「レファレンス件数」、「貸出冊数」、「貸出冊数の年齢別内訳」についての資料となり、やはり過去5年間の動きをグラフにより示したものです。次に資料3ですが、市内8図書館における「地区内利用者と地区外利用者の推移について」の資料となります。この資料は、例えば「明野図書館」と「すたま森の図書館」を例にしますと、明野図書館の利用者は明野地区にお住まいの方が大部分であること、逆にすたま森の図書館は、地元の須玉地区の方よりも、他の地域の方の利用が多い、というようなことが、見てとれるという資料です。次に資料4ですが、「市内の小学校、中学校、高校校へのアンケート結果について」の資料となります。この資料からは、中学生、高校生が図書館に求めるものとして、「学習スペース」の確保に対する声が多いということが見て取れます。次に、資料5ですが、「先進自治体の図書館」についての資料となります。

続いて、第3回の資料であります資料1をお願いします。「前回会議の概要」ですが、1ページですが、「メール便の重要性」として、メール便の分析が必要との意見が出されたほか、「予約貸出の浸透」、「学校図書館と市立図書館の連携」等のほか、「図書館としての機能」として、「床面積が400㎡に満たない図書館では、1つの図書館でサービスを完結することが難しい。」といった意見や「高齢者の移動手段が課題」、「サービス側が自宅に近寄る考え方が妥当として、非来館型図書館の検討が必要」といった意見が出されました。2ページをお願いします。「小中高生の利用率低下の要因と方策」として、「ライトノベルやマンガを中心にした電子図書館の導入」や、「若者の24時間の使い方の分析が必要」との意見が出されました。そのほか、小・中・高生の居場所づくりの必要性として、「静かに学習できる場所が必要」や「駅が近くにあると中高生が帰宅する際に、居場所や学習スペースとして活用できる」といった意見が出たほか、「利用者の動きから見た図書館」として、「各図書館の地区内利用者よりも、地区外利用者の比率が高い図書館ほど、利用者にとって魅力ある図書館である、との意見が出されました。3ページをお願いします。当委員会の役割として、「図書館という名前が変わったとしても、その場所で何ができるのか」を考えることが役割。「その建物をどのように活用していくのか」について考えるのは、住民。「それを支援する」のが自治体の役割、との意見が出されました。次に、資料2をご覧ください。「市内小学6年生・中学3年生の生活状況について」です。

この資料は、文部科学省が令和4年4月に実施した「全国学力・学習状況調査」の中から子供の生活の様子を知ることができる調査項目を抜粋したもので、家庭学習、読書時間、スマホ等を使いゲームを行っている時間の資料となります。次に資料3をご覧ください。「ヤマネットの運行状況について」です。この資料は、市内8図書館を公用車でまわる物流システム、いわゆるメール便ですが、市総務課メール便と図書館メール便の2系統で、現在、運行しています。

このメール便は、利用者が指定した予約資料を所蔵館から受取館に配送し、利用者が資料を返却した図書館から所蔵館に返送するシステムとなります。資料では、メール便の運行ルートや、過

去5年間のメール便による物流量の推移などを示しています。次に資料4の「県内図書館で複数館ある図書館の物流について」、それから、資料5の「県内図書館における他施設との連携・取組について」は、資料のとおりです。次に、資料6の「図書館の今後の方策、図書館の機能について」ですが、検討委員会で出された意見を基に、図書館の今後の方策について、整理した資料となります。ここでは、「①のメール便の重要性と今後の方策」、「②の予約貸出の定着化と可能性」、「③の非来館型図書館の可能性」、「⑤の小・中・高生の図書館利用率の向上、高齢者の利便性を向上」などとなります。次のページになりますが、図書館の機能についてですが、「①のサービスを一つの図書館で行う場合は最低でも床面積が400㎡必要。」また、「③の図書館の所在する地区内の利用者よりも、当該地区以外の利用者の割合が多い図書館が魅力のある図書館」や、「⑥の小・中・高生から大人まで、静かに学習できるスペース（居場所）が必要」や、「⑦の市民の活動や体験の場所、市民サークルが活動できる多目的なスペースや交流スペースが必要」や、「⑧の駅に近く、中・高生が帰宅時に利用できる場所が必要。」といった整理としました。

次のページですが、これは、昨年度、北杜市図書館司書による、これからの図書館のあり方を考える、ワーキング・グループで出された意見を整理したもので、1の①にあります、「地域資料など歴史的資料の保存と活用」、右側の「その他」にあります、①の自動貸出機の導入や、④の総合支所や郵便局での貸出などの意見も紹介しました。なお、第3回会議で、委員の中から、ボランティア団体の意見を聴く場を作りたいとの意見が出されましたので、次の会議で、ボランティアの代表の方に冒頭、発言をいただくことになっています。

説明は、以上となります。

議長：ありがとうございました。この委員会に私も参加させていただいておりますが、非常に多くのことが勉強になりました。市立図書館の予約や貸し出し状況、小・中学校図書館との連携、メール便の運行をされていたとか、北杜市立図書館の特徴的な部分を非常にわかりやすく教えていただきました。特に、他の自治体のいろいろな多機能施設の利用状況等も大変参考になりました。今後の図書館、各施設の活用に、非常に参考になったと思っています。今の段階では、この検討委員会は、学習段階という状況で、次回の検討会で、何らかの方向性が出てくるということです。そんな状況ですが、今回、非常に詳しい2回分の資料をいただきましたので、この場で協議会委員の皆さんから、何かご意見がありましたらお聞きしたいと思います。

委員：質問が1点と2点目が意見です。質問ですが、図書館貸出数は、例えば明野の資料を申し込んで明野図書館で借りる場合と、金田一の資料を明野で借りる場合はどちらの貸出になるのかを伺いたいです。また、意見としては、大和市文化創造館のある大和市は勤務地であったので、状況もよく知っているのが嬉しく思いました。元々は、大和市の北部と南部と中部に図書館があったのですが、中部を大改革して、シリウスという施設になりました。大和市の北部と南部にも、今まであった図書館と学習機能を備え、資料は全部そのまま置いて維持しています。大規模な図書館があるのは、素敵でいいの場になっていいと思いますが、やはり各地域の交通面から、北杜市では、各地域にあった方がいいという意見です。

事務局：質問についてですが、例えば、明野図書館で借りた場合と、金田一図書館の資料を明野図書館で借りた場合、どの図書館から貸し出したことになるかについては、明野図書館の貸し出しとなります。この資料の根拠というところだと思いますが、いずれにしても明野図書館にカウントします。

議長：他はいかがですか。

委員：検討委員会の第1回が開かれたのは7月で、第2回が10月、第3回が1月の12日ということで3ヶ月ごとに開かれてきて、詳しい資料や議論した内容は、職員さんの努力でまとめられていて、私も2回目までは読ませていただいたのですが、第4回はボランティアさんの意見を聞く時間も設けていただいたということで、大変ありがたいと思っています。このことに向けてボランティアの懇談会を開いて20人程集まったのですが、その中で、図書館を愛している気持ちがひしひしと伝わるような話し合いが行われました。その内容が、今度発言されますが、それに向けて他の方の意見も聞いていただくということで、昨日までに、ボランティアさんや市民の方から意見が寄せられていると思います。それから市長と語る会が4回開かれ、その中で私は言いたかったのですが、図書館の話は全く出なくて聞けなかったわけですが、どんな意見が出たかということも概要で結構ですので教えていただきたいということ、ボランティアさんから出ている意見なども聞かせていただきたいということ、あとまだ第3回検討委員会の議事録が出ていないのですが、当然それは長い議論ですから、簡単にまとめられるものではないと思うのです。そういう中で、1ヶ月で検討委員会が2回開かれるということは、市の方が焦っているというか、拙速ではないかと思うのです。ようやく3回までで資料が出揃ってきて、副委員長さんも含め、委員さんたちが情報を入れ、これから本格的な審議がされるという段階の中で第3回のお話を聞いていたら、もう今度の4回目には、数字を含めて市の方から提案が出るというような話があったようなのです。傍聴していたのですが、その記憶に間違いがあれば正していただきたいのです。これから本格的な議論が始まるという時に、焦ってそういう形になるのはどうなのでしょう。検討委員さんの任期は7月までのようですが、市の方は2年間に色々検討して結論を出していこうという流れとまた別にあるようなので、事務局としてこれからどういう流れを描いているかをお聞きしたいと思いました。それから、ボランティアさんと、検討委員さんの話し合いの場を持ってもらいたいということが私の思いです。それから、8か所の図書館の見学も、ぜひ前回の検討委員会と同じように組み込んでいただけないかと、また検討委員会の中で、委員さんの中から素晴らしい意見が出ていましたけれど、館長さんからも話がありましたが、残念ながら北杜市は資料費が毎年5パーセント下げられて、人口比で言うと8番目、13市の中でどんどん下がってきています。これはもう利用者の1番の不満で、新しい本が揃わないこと、資料が揃わないということが1番大きな不満になっていますので、今後はもうこれ以上上げるといふことをしないで、来年度以降は、ぜひ他の市に倣って横ばいか、上昇気流に乗せていただきたい。資料費は削減ではなくて倍、それこそ倍にさせていただきたいと思っています。あと気になったのは、400㎡以下は図書館としての機能を果たせないのではないかという委員さん、議長さんも含めて意見が出ていて、これを適用すると、北杜市の場合は、明野、武川、白州はもう完璧で、長坂が400㎡程度でギリギリという感じになり、まさに図書館の機能を果たしているのは、高根と金田一とすたま森の図書館、この3つだけという状況で、もし仮にこの3つだけが残るとなれば、北東方面だけであって、西南には0ということになりかねない。そんなことも非常に危惧しているところです。北杜市の素晴らしいところは、子供たちの読書の時間が長いということが指摘されました。朝読書などにも取り組んでいますが、私もボランティアで朝読書に行き、読み聞かせをしています。そういうことも含めて、やはり図書館との連携があって、素晴らしい成果が回っているのかなと思いますので、そういう意味でも、やはり図書館はできる限りいろいろなところに残して、子育てにも役立ててほしいと思います。以上です。

議長：ありがとうございました。いろいろな内容のご発言だったと思いますが、質問は3つでよろしい

ですか。ボランティアの声の検討 市長を語る会の中での図書館に関わる内容がどうだったのか、市内8か所についてはもう1回言ってもらえますか。最初の2つについては質問だったようですので、事務局の方でお願いします。

事務局：市長と語る会の意見については、8館存続というようなご意見が1番多かったと思います。参加者の方については、その会場によって異なりますが、大体60人ぐらいの方がいらっしやって、その方々の発言と感じています。それからボランティアとの打ち合わせですが、次回第4回検討会の中で、委員長の方から、冒頭10分ではありますが、ボランティアの発表の場を設けています。本来、ボランティアの方からは代表の方を立てていただいて、意見をある程度まとめていただく中で発表していただくという形だったわけですが、その後ご意見をいただき、それぞれのボランティアの意見が違うということでしたので、書面ではありますが、各ボランティア団体から出していただくという形に変更させていただきました。図書館ボランティアさんは、北杜市図書館にとって大切だと思っておりますが、この段階でそういった打合せをするのは難しいというところをご理解をいただきたいと思っております。

議長：今、2つの質問に関しては回答がありました。ボランティアの方と検討委員との話し合いをするのかということは、今の件でよろしいですか。

委員：今度は代表してボランティアが10分間だけ発言させていただくということなので、できれば、検討委員さんとボランティアさんたちが膝を交えて、図書館のこれからはどうなるのかということについて話し合うような場を持つことが、検討会への要望です。あくまでもこれは要望ですが、そういう場を設けてほしいということと、やはり検討委員さんに今の図書館を実際に見ていただいて、それで考えていただくということも、今後の第4回の検討委員会の中で、議論をしていただければ嬉しいと思っております。

議長：検討委員会については、3回目までの状況に比べると拙速というか、焦らなくてもいいのではというご意見です。この件についてもご意見があったということでもよろしいですか。それから資料費が減額されているということで、ぜひこれは向上の方向でというご意見です。

事務局：予算については、基本的には毎年市の予算編成方針に基づいて予算を組み立てるわけですが、来年度については昨年度並みに予算を確保していきたいと思っております。市全体として、様々な事業をやっていかなければならない中ではありますが、確保していきたいと思っております。まだ議会前ですので、今の段階としてはここまでに留めさせていただきます。

委員：館長に頑張ってください、最低限今年度並みを維持していただきたいと思っております。市は昨年度18億円の黒字です。それを10パーセントずつ、毎年下げてきて、1年間で18億円の黒字になったわけです。どこに特色を置いて、どこに力を入れる予算配分にするのかということですが、ぜひ頑張ってください。付け加えて言わせていただきますと、各地域の図書館の写真が載っておりますが、私が大好きな明野図書館を見てください。けなげに廊下まで活用しているのです。廊下だけではなく、実はホールも活用しているのです。地道な努力をわずか58平方メートルという狭い図書館で努力をして図書館を広げているのです。私たちは、ぜひ総合支所に移してほしいという強い願いを持っております。以前申しあげましたけれど、前市長は7年後に移す、移すには1,000万円かかると言いましたけれど、私たちから見ると驚くような金額なのですが、18億円の黒字を出すくらいならすぐに移してほしいです。ぜひ頑張ってください、予算を獲得してください。

議長：施設の広さについては、先ほどの委員さんのご発言の中にも、施設の広さだけで存続を検討する

ことは、非常に危惧されるということでしたけれど、今のご意見を表していたと思いますが、何かありますか。

事務局：施設については、それぞれの館が特色を持って運営しており、図書館においてはそれぞれイベントが得意な館とか、またポップが得意であるとか、そういった何らかの特徴を持った図書館になっています。今の段階は、図書館適正配置等検討委員会の中でいろいろな意見をいただいているところです。結論としての方針が出るまでは、それぞれの館の特色を生かし、予算を確保しながら、図書館運営を全力で頑張っていきたいと思います。

また、子供たちの読書時間が、全国的に見てもこの北杜市が読書量の高い数値が出ているということ。これは、各館や各学校図書館の取り組みや、地域のボランティアの方も含めて、非常に効果が出ているということだと思います。

また、学校図書館の司書の方にも、頑張ってもらっています。北杜市立図書館適正配置等検討委員会の中で申し上げておりますけれど、やはり学校図書館との連携、また、校長先生の中にも理解を持っていただいている先生がたくさんいます。そうした中で、例えばビルリオバトルであったり、読者マラソンであったり、学校とも連携しながら、子供の読書の推進ということで取り組んでおり、学校の方にも感謝しております。

議長：その他何かご意見等ある方よろしくお願ひします。

委員：やはり今後の方向性において、事務局としてスケジュール的にどのように考えていらっしゃるのかということをしてできる範囲内でいいですから教えていただきたい。

事務局：北杜市立図書館適正配置等検討委員会において、こんな図書館なら行ってみたい、調べてみたい、聞いてみたい、そんな機能強化した図書館をどのようにすれば作れるのか、今後どうしたらいいのかということについて総合的な議論を進めています。その意見がまとまって、提言をいただけるような段階になりましたら、その次の段階として、教育委員会の方で進め方や方向性について、決めていくという段階でありまして、現段階ではまだ検討委員会の議論をしている最中にあります。

議長：他にはよろしいでしょうか。ないようですので、この件については議事を終了したいと思います。

報告

(1) 令和3年度北杜市図書館事業報告書について

事務局：令和3年度北杜市図書館事業報告書について説明いたします。2ページをご覧ください。2の令和3年度決算状況についてですが、図書館費の決算額は158,641,515円です。内訳といたしましては、職員人件費として、35,343,918円が正職員分、85,433,517円が会計年度任用職員分です。また、8図書館を管理するための図書館管理事業費としては、23,539,205円で、主な支出内容は光熱水費、委託料、使用料などです。8図書館を運営するための図書館運営事業費は、14,154,892円で、主な支出内容は8図書館の図書及び視聴覚資料購入費、イベント講師謝礼などです。ブックスタート事業実施事業費は、169,983円で、支出内容はネウボラ推進課主催で行う「12ヶ月児健診」の折、健診の対象児へのプレゼント絵本の購入費です。3の職員体制については表のとおりで、館長以下49人体制でした。3ページは合同事業として行なった図書館事業です。主な事業としては、12ヶ月健診児を対象としたブックスタート事業、図書館情報誌「やまね便り」の発行、朗読ボランティアによる「大人のための朗読会 やまびこ」、また北杜市図書館と北杜市学校図書館の連携事業である「読書マラソン」の発行などです。4ページは昨年度の図書館協議

会の開催状況です。5ページは、北杜市図書館の利用状況です。登録者数は、18歳以下の11%に対し19歳以上の登録者は89%となっています。以下、6ページから21ページまでは、市内8図書館の概要です。月別の貸出点数、年間受け入れ点数、令和3年度事業内容等をご確認ください。22ページは市内物流の利用状況です。各館の物流利用状況は、一覧表のとおりです。引き続きのコロナ禍でしたが、1日あたりの平均貸出は143冊でした。説明は以上です。

議長：ありがとうございました。この件について何かありますでしょうか。

委員：市長の方針かと思うのですが、合併以降、各市町村の特色にそんなにこだわらない、市民一丸となって北杜市を盛り上げていきたいと思いますというところがあると思いますが、各図書館のこの活動状況を見ますと、例えば明野の場合、12月24日はわくわくどきどきお話広場というのがあって、プロの人形劇のお話し会がありますが、これはボランティア活動です。その財源、どこから呼ぶお金が来るのかというと、地域委員会です。地域委員会は図書館の活動と子供たちの楽しみをこの地域できちんと作っていこうというところから、援助が来ているわけなのです。そういう意味から、再度申し上げたいのですが、各図書館で地域委員会から援助していただいて、ボランティア活動を行っているという実態がございますので、そういうところは、やはり地域を残していただきたい、地域へ図書館を残していただきたい、分館でいいので残していただきたいと思えます。

事務局：聞き取れなかった部分がありますが、ボランティアの事業を残してほしい、活動する場ということでしょうか。

委員：ボランティアがこのように活動していることは、地域の子供たちの願いと共生し合っているという実態だと思います。ボランティアをやる方も、子供たちから学び、生きるべき喜びをもらって、共に育てていこうというところがあります。結論を言うと、ボランティアがこんなに活発な図書館だから地域に根差していく、親が子供を育てたいというようなボランティアの願いもあります。学校の読み聞かせに行っていますと、道で挨拶をしたりして、地域と子供が繋がり合うところがとても大きいと思います。私の願いです。

事務局：図書館には、現在22団体160人ほどの図書館ボランティアの方が所属されています。各館に所属しながら活動されている方々には、非常に感謝しております。図書館において読み聞かせ、ブックトーク、または保育園や学童、学校にも出向いていただき、様々な活動をしていただいているということには感謝しておりますし、今後も引き続きこうした活動ができるようなお手伝いのできればと思います。図書館としては、年1回図書館ボランティアの方を対象とする研修事業を実施させていただいております。今年度は、作家の柚木麻子さんの講演会でありましたが、そういった機会などを通して、皆さんの活動を応援できるのではないかと考えています。

議長：その他ありますか。

委員：質問ですけれど、5ページの地区別登録者数というところで、大泉は人口が5,388人に対して、登録者数が8,645人、162パーセントで、他の地区は全部100パーセント未満なのに、なんで大泉にはこんなに人数が増加しているのか、市外利用者は別に登録されていますか。そうすると、この数字は何か、という素朴な疑問ですがお願いします。

事務局：北杜市図書館では、現在、図書館利用カードの書き換えを行っておりません。これは再発行には費用がかかるということで、最初に登録した方でも、既にこの地域から転出されていたり、様々な形でいない方をカウントしているということで、このような数字になっていると思います。

委員：別荘の方は、市外県外利用者になるのですか。

事務局：別荘の方は、登録するときに、住所地が県外の方であれば県外利用者になりますが、登録者数は、例えば別荘の住所地が大泉で、金田一で登録していただくと、その館の登録者数に入っていくようになっています。

委員：説明がよくわからないのですが、別荘の方は、この市外県外利用者というのを登録しているのですか。当然登録者数ですから、この中に別荘の方は入らないで、例えば大泉に別荘がある方は、大泉の登録者ということになるのですか。

事務局：地区別の登録を見ると、大泉にご自分の別荘があれば、大泉の登録者数のところの数字になります。

委員：そうすると、それ以外の全く別荘を持ってなくて、市民ではない方がこれだけ登録されているということになるわけですね。1万986人という理解でよろしいのですね。

事務局：市内在住者2万8,610人と、それから市外県外の1万986人という箇所ですよろしいでしょうか。これはここに記載してある通りで、先ほど申し上げましたが、全体として1度図書館利用カードを作ると、県立図書館のように、3年か5年に1度書き換えということを行っていないので、ということをお願いしました。それから、市内市外ということでもあります。北杜市図書館は、市内の方でも別荘の方でも、利用カードを作って借りることができますので、このような数字になる要因の1つだと思います。

議長：その他ありますか。ないようですので、この件は、終わりたいと思います。

報告

(2) 令和4年度北杜市図書館事業実施状況について

事務局：資料5は、令和4年度北杜市図書館事業実施状況について、令和4年4月から令和5年1月末までの各図書館の事業実施を一覧表にまとめたものです。開催日・事業内容・参加人数については資料のとおりですのでご確認ください。コロナ禍ではありますが、それぞれの館で感染対策を施しながら事業実施に取り組んでおります。説明は以上です。

議長：この件につきまして、何かありましたらお願いします。昨年度に比べると、徐々にこのような取り組みが増えてきているということです。よろしいでしょうか。ではその他ですが、事務局から何かありますか。

事務局：ありません。

委員：図書館協議会の委員の選定方法ですが、今期は、各地域ではなく北杜市全体として、地域を乗り越えてこの協議員を選定しているというように言われましたが、私としては、やはり前期までの各地域から選出した方がよろしいかなと思っております。各地域に図書館があり、ボランティア活動の方に触れますと、本当にこの地域の子供を育てたい、一緒に楽しんでいきたいという思いを強く受け止めました。したがって、やはりこの図書館協議会の委員も各地域から選定した方がいいと思いますので、選定方法を考慮していただきたいと思います。

事務局：図書館協議会の委員の選任についてですが、今の図書館協議会の委員の方になる時に、すでに合併から10数年経過して、各地域から選出というような形は、そろそろいいのではないかというようなことが議事録に載っていました。したがって、現行の委員の皆さんの代から、地域ごとの委員構成ではなくなったものと理解しております。それがいいのか悪いのかということではなく、図書館協議会の委員は、地域を代表するというよりは、図書館全体の運営に対して、地域を超えた中で、今後図書館がどういう取り組みをしていけばいいのだろうかという目線で見えていただく

のが1番いいと思っけていまして、地域を代表するというよりは、全体としてどういう形がいいの
だろろうかというご意見、そういった非常に広く見捉えた中で発言をし、意見を言っけていただければ
ありがたいと思っけています。今後の委員の選任については、私の答える範疇ではないと思っ
ますので、ご理解をいただきたいと思っけています。

議 長：では、本日予定していた議事は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

事務局：会長におかれましては、円滑な議事をありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回会北杜市図書館協議会を閉会させていただきます。

閉 会

以上